所定疾患施設療養費算定状況

所定疾患施設療養費について
1. 対象となる入所者の状況は次の通りです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹
・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。
また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

診断名／年月		令和　3年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1	2	2	1	1						2
	治療日数		10	11	12	6	3						12
尿路感染症	人数		2	2	2	1		1					
	治療日数		12	8	8	5		9					
帯状疱疹	人数						1		1				1
	治療日数						10		10				10
蜂窩織炎	人数				1							1	
	治療日数				6							2	